

## 【別添】申請要件を満たすことを証明する書類一覧（窓口での申請）

申請の際は、「川崎市介護保険要介護認定及び要支援認定に係る情報提供申請書」の他、申請の目的と申請者区分に応じて、必要な申請要件確認のための書類を提示または写しを提出してください。

### 1. 被保険者本人・被保険者の家族による申請の場合

	申請の目的	申請者区分	申請要件を満たすことを証明する書類
1	介護サービス計画の作成（介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン作成を含む）	被保険者本人	(1) 身分確認書（マイナンバーカード、運転免許書、等）
2		被保険者の家族	以下の2つの書類全て (1) 身分確認書（マイナンバーカード、運転免許書、等） (2) 要介護認定及び要支援認定に係る情報提供に関する同意書

### 2. 介護サービス事業者による申請の場合

	申請の目的	申請者区分	申請要件を満たすことを証明する書類
1	介護サービス計画の作成（介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン作成を含む）	介護サービス事業者	以下(1)～(3)の書類 (1) 事業所との雇用関係を証明する書類（社員証、雇用契約書など）(※1) (2) 資格を確認できる書類（介護支援専門員証など）(※2) (3) 被保険者と介護サービス事業者の契約書の写し(※3)
2	地域ケア会議での個別事例の検討を目的とした申請	指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの職員	以下(1)および(2)の全て (1) 事業所との雇用関係を証明する書類（社員証、雇用契約書など）(※1) (2) 個別ケア会議の同意書など、被保険者が個別事例対象者と確認できる書類
3	指定（地域密着型）介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定及び、認知症対応型共同生活介護への入居申込者が認知症であることの確認	指定（地域密着型）介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護の職員	以下(1)および(2) (1) 事業所との雇用関係を証明する書類（社員証、雇用契約書など）(※1) (2) 被保険者の入所・入居申込書
4	認知症高齢者の日常生活自立度を基準とした認知症加算の算定	介護サービス事業者	以下(1)および(2) (1) 事業所との雇用関係を証明する書類（社員証、雇用契約書など）(※1) (2) 被保険者と介護サービス事業者の契約書の写し

※1 雇用関係を証明する書類がない場合は、別紙「雇用関係証明書」の提示が必要。

※2 指定介護予防支援事業所や地域包括支援センターにおいては、保健師、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事が、「担当職員」としてケアプランを作成するとき、当該資格を有することを証明する書類が確認できる場合は、情報提供可能。

※3 川崎市に「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」を既に提出されている場合は省略が可能。